第１５号議案

　　品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

　品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成２６年品川区条例第２４号）の一部を次のように改正する。

　第８条の次に次の２条を加える。

（安全計画の策定等）

第８条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的に実施しなければならない。

３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第８条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

　第１１条中「、必要」を「、その行う保育に支障がない場合に限り、必要」に改め、同条ただし書を削る。

　第１４条を次のように改める。

第１４条　削除

　第１５条第２項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

　　　付　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１４条の改正規定は、公布の日から施行する。

２　改正後の第８条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

　（説明）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、利用乳幼児の安全確保等に係る基準を改める必要がある。